

「労働者教育の組織化の原則について」『教育』国士社 1973年10月 pp. 77-82

□「日本の教育をどう改めるべきか／Ⅲ 地域と職場の学習・文化活動をどうすすめるか」を検討する

## 労働者教育の組織化の原則について

山崎 昌甫

この小文では第三次報告（以下「報告」と略記する。）の「Ⅲ 地域と職場の学習・文化活動をどうすすめるか」について、「日本の教育をどう改めるべきか」という教育制度検討委員会の活動の基本的なテーマに再度たちもどって検討を試みることにしたい。

つまり「報告」の「基本原則」にたち、そして「改革への提言」にそってことを進めていけば、日本の教育の改革は可能なのか、という筋道で考えていきたい。そして、検討の対象を、基本原則の②「すべての労働者の権利としての自己教育運動の組織

化」、改革への提言の⑦「労働者の要求にもとづく有給休暇制度の実現と労働組合の課題」にかかわる問題に限定したい。つまり「報告」に一貫して流れている労働者教育についての思想ないし労働者教育の理論が、現実の労働者の自己教育運動をどのように改革できるのか、ということについて検討することにした。

### 二

「一、基本原則」のなかに、ここで主として問題にしようとする項目②「すべての労働者の権利としての自己教育運動の組織化」がある。ここには、「すべての労働者の権利としての自己教育運動の組織化」の原則が書かれてあるのだ、という期待をこめ

て読み進んでいく。ところで、「報告」のこの部分を読みおわつて一九六七年一月に総評が教育集会で、「労働者教育の改訂についての提案」をおこなったことを思いだした。この提案の「はじめに」で、「今年の総評定期大会において、労働者教育の向上、充溢が労働組合運動にとってきわめて重要な意味をもつことが確認され、運動方針のなかにも取り込まれた。総評がかかる問題ととりあげ、組織的に積極的に関わりこむことを決定したのは、これまで多くの場所でも、また多くの機会に労働者教育の重視がいわれられていたにもかかわらず、かつてないことであった。この事実だけをとりあげてみても、いまや労働者教育問題が、労働運動をすすめていく上で重要なものとなってきたことを示している。」と評論し、ついで「一、現在の労働者教育の問題点——克服されるべき欠陥——」を六点指摘している。それは、「労働者教育について、さまざまな考え方や、それぞれの条件に見合った独自の、創意性に富んだものがあることは当然だし、それはそれで一向に問題にならぬことである。しかし全体としてなごを基礎にし、どのようにすればよいか、なにが労働者教育の原則であるかについて検討する」「共通」の場をつくりあげ、すべての人の努力によって理論上、実践上の一致点の整理をおこなうことはきわめて大切なことである。」という認識にたっている。この「報告」で「労働者の自己教育運動の組織化」の原則を提起するに当たって、それをどのように総括し、発展させていくに関心をむけるのは当然だろう。

欠陥を克服するための原則を五点あげている。つまり第一に、労働組合のおこなう労働者教育は、労働者の日常的な生活点および生活のなかでの問題やたかいかいにもとづいておこなひ、このような各単産・単組の教育・学習の経験をふまえて労働者教育の構造的・体系システムと理念を確立する。第二に、そのために経験的交流、理論化のための恒常的組織をつくり、とくに未組織労働者の組織化という観点からも、地区労を中心とした地域での学習・教育活動を重視していく。第三に、何が現在の労働者の問題であり、資本の攻撃は何を目的に、どこに重点をおいて、どんな手段でおこなわれるのかを明らかにしつつ、さらに公教育の内容を検討し、これとの関連で労働者教育の重点を明らかにしていく。第四に、専門家との協力体制をつくりあげ、労働者の内部から労働者教育のための教師を大量につくりあげていく努力をすすめる。第五に、労働者教育を即効的、短期的、問けつ的、職術的な教育とせず、労働者の階級的自覚、それにもとづく判断力の養成を中心におくように方向づけること、の五つである。これらの原則は、六〇年にだされた「総評教育綱領（草案）」で、「教育活動の目標」として「労働者階級の社会を建設するために、今日の労働者と明日の労働者（つまり子どもたち）とを、科学的に武装することである」という規定を労働者教育活動の具体的展開に即して提示したものであるとみていいだろう。ところで六〇年といえは、「報告」が正當に位置づけているように総評・中立労連主催の職業技術教育研究会が六〇年から六二年まで三回開催された

六つの問題点・欠陥というのは、つぎのように要約できる。第一は、各単産・単組での組合員教育が創意性・独自性をもつておこなわれているが、それぞれが相互の連携や協力をもたないために「群雄割拠」の状態にあるし、組合員教育が教育そのものの機能以上の役割をえない組織上の問題の手段にされていること。第二は、このように実態の交流がないために、それが「経費主義」の弊にとじこもり、「セクト主義」の危険性すらはらんでいること。第三に、組合機関内部における教育・宣伝部の比重が軽いために教育活動がおざなりになり、総合的・計画的な労働者教育がおしすすめられていないこと。第四は、資本の側が教育技術の研究や開発に精力的にとりくみ、その整備のために異常な努力を払っているのに、労働組合の最大の武器である労働者の連帯と創意の拡大のための独創的ですぐれた技術や方向が、十分に生かされていかない。第五に、教育や宣伝が、労働者・組合員と密着し、その要求にこたえうるものにならなかつておらず、いぜんとして「かたさ」や「マンネリズム」から抜けきれないこと。そして六番目に、資本は、公教育を資本主義的な「計画化」によって貫徹する一方、学校、社会、家庭の全域での思想・教育上の統制と支配の力を強め、職場における資本の直接的な思想、文化攻撃と相互に補充しあひながら全面的に進めている。それにもかかわらず労働組合はその実態を明らかにすることができず、それに関する情報・資料の蒐集・整理・分析・交換をおこなうセンターももっていないことである、と指摘している。そしてこれらの問題点、

時期であった。しかし職業技術教育については、この「提案」では、「二、労働者教育の内容と重点——検討されるべき具体的問題——」の(4)で、「現状からみて、文化問題、思想、哲学などの一般教育を重視し、さらに職業技術教育をつよめること。とくに科学・技術についての現段階の分析を行ない、それについての労働者階級としての政策を明示すること」と、抽象的にごく簡単にふれているに過ぎない。六二年にはILOが「職業訓練に関する報告」をおこない、さらに六八年にはトリノで職業訓練についての世界労組会議が開催され、「職業訓練憲章」が採択されるといふ状況があったにもかかわらず、もっとも総評は、この会議にオブザーバーとして出席したが、採択を保留している。

ここでの関心は、前にふれたように、「報告」が「提案」をどのように総括し、発展させているか、ということであった。「報告」は労働者の自己教育運動組織化の方向を、「当面まず私たちは、職業訓練・職業教育の公共化と有給教育休暇制度の民主的な実現をはかってゆきたい」としている。つまり「これまで労働者の自己教育運動とは別物であるかのようにとらえられがちであった職業訓練・職業技術教育の問題をも労働者の権利として積極的に位置づけ要求していく動きが芽生えつつある」ことを高く評価して、「高等教育年齢段階にある青年すべてに対しても、権利としての職業訓練・職業技術教育を公的に保障していくべきである」とし、その不可欠の条件として有給教育休暇制度の民主的実現という原則的問題を提起するというのがこの「報告」の基調を

なしているといつていいだろう。たしかに職業訓練憲章もいっているように、「職業訓練、職業的向上の権利、教養の権利は、すべての労働者、労働組合組織にとって、なかんなく最も重要な要求であり、あらゆる生活、労働条件の最も効果的防衛、とくに労働時間の短縮、一般的賃上げ、余暇の拡大などと結びついてい」からである。だがそれにもかかわらず、先にふれたように、総評がこの憲章の採択にあたって態度を保留した理由について、総評常任幹事である田中幸男氏は、七一年の総評・中立労連主催の職業訓練問題シンポジウムの基調報告でつぎのようにいっている。「第一に、職業訓練問題を発展途上国における文盲問題は性格の異なる問題であるにもかかわらず、この憲章では両者が区別されずにいっしょくたに提起されていること、第二に、この憲章では資本主義的「合理化」に対して批判的な態度をとっていないこと、第三に、「収入は労働者の現実の賃格に見合うべきものでなければならぬ」とする憲章の立場は、職務給の導入に反対しているわが国の労働組合運動にとって有益でない」ことが主要な理由だとしている。つまりこの憲章が職業訓練の公的保障と民主的運営の原則をうたっているばかりでなく、その原則の実現が運動方針に直接結びついてくる性質のものであることを意味している。

「報告」は原則の「2 国民の労働と生活に根ざす学習・文化・スポーツ要求の実現」で、「今日の国民の学習には、三つの大きなすじ道がみられる。第一は主催者としての自己形成をめざす政

治学習であり、第二は労働者の権利としての自己教育運動と職業訓練・職業技術教育の確立をめざす労働学習である。そして第三は、地域住民の生活・文化・スポーツ要求に根ざす生活学習である」としている。この原則は、労働者教育という観点からみると二様にとれる。一つは、労働者教育としても広く国民教育の一部、重要な、指導的な構成部分とみることができるとは。したがって、原則でいっているように学習の領域として政治学習、労働学習、生活学習の三つのすじ道がある、という見方である。もう一つは、労働学習について考えるばあい、長い独自の伝統と、それゆえ豊かな蓄積がある自己教育運動がくり出してきた学習領域と職業訓練・職業技術教育の二つが考えられる。労働者の自己教育運動の歴史には、イギリスにみられるように、職業技術教育はもうろん、政治学習も生活学習もとうぜん含まれている。しかし「日本の労働組合・労働者階級には、職業訓練・職業技術教育を公教育の一環としておさえ、さらに国民教育制度全般の民主化とその発展をはかっている」とする教育への権利意識が今日なお微弱」なのでとくにこの「報告」では自己教育運動の成果としての学習内容と職業訓練・職業技術教育の二つのすじ道を明らかにした、という見方である。しかしこの後者の見方は、前者が学習内容の方向をとらえる見解であるのたいして、運動の方向を示す見方ともとれるのである。(2)の「自己教育運動の組織化」の原則は、そういう意味で運動論の原則が展開されているとも理解できる。たしかに先にふれたように職業訓練・職業技術教育の問題に

については有給教育休暇制度の実現と関連して運動の組織化の原則が提起されており、「改革への提言」でもかなり具体的に運動の方向が明示されている。いままで総評が十分にとりくみえず、したがって運動論としても煮つまったものをもっていないかっただけに、この問題に関する限り、この第三次報告は両面的ともいえるだろう。だが逆に、「提案」が職業技術教育の問題に十分ふれえず、まして六一年の第二回職業技術教育研究会アッピールにしたがって運動がほとんど展開されなかつた原因をつきつめてみると、それは「教育への権利意識が今日なお一般に微弱だ」という評価だけで片づけられない問題があるのではないだろうか。

### 三

「報告」の原則の部分で、「日本の労働組合・労働者階級の自己教育運動が、今後さらに発展し、その芸術・文化・スポーツ要求をふくめた統一した労働者の教育・文化綱領をもつようになることを期待し」、「切望」している。総評は六〇年の「総評教育綱領(草案)」を含めていくつかの教育・文化にかかわる綱領を出しているし、国民文化会議の設置、運営や、「民主教育をすすめる国民連合」にも少なくない力を注いでいる。にもかかわらずそれは大部分の労働組合・労働者階級の支持をうけ、国民の同意をうるにいたっていない。「提案」は、労働運動が直面するこの問題を現状の労働者教育ないし労働者教育運動の欠陥、問題点として指摘している、といつていいだろう。「報告」は労働者の自己教育運

動の多面的・積極的な動向を四点にわたって評価している。つまり、第一に、労働者教育運動の諸団体、諸組織が労働者教育の多面的な活動を組織していること。第二に、労働組合による各種の自主的な研究活動・討論集会運動が広範に展開されるようになったこと。第三に、労働組合によって職業技術教育の民主化とそれへの積極的なとりくみが進められていること。第四に、労働者による自己教育要求の総合的な計画化が、とくに総評傘下の各単産によって積極的に検討され具体化されはじめていることを。しかし、何回もくりかえすことになるが、果たして六七年の「提案」が指摘する欠陥、問題点が克服されえないにしても、自覚的に点検され、改善されているのか、という検討がなされたうえでの評価なのであるか。七一年東大の宮原研究室は、「共同研究」労働組合教育活動の現段階」でも、この「提案」の指摘を一つの手がかりにして調査研究を進め、その追求の主題を藤岡貞彦氏は「新しい段階の現代『合理化』に対応・対決するために登場した現段階の労働組合教育活動は、このような任務を自覚しているのだろうか。労働者教育の基本理念たるべき大衆性と科学性の統一はどこまですすんだのだろうか。ふかく労働者の現実に教育・学習が根ざすための唯一の保証たるべき組合民主主義の現実のあり方はどうだろうか。労働者階級の要求と闘いが学習を必然にし学習が教授を求め、という教育のメカニズムの自覚化はどこまですすんだのだろうか」の四点にまとめている。このような視点から自己教育運動の分析があったのだろうか。さらに森住和弘氏

は「労働組合による労働者教育」(「労働組合運動の理論」⑥)で、労働組合による労働者教育の特徴を三点あげている。第一は、労働者階級の経済的・日常的諸闘争に不可分に結合した、また結合することによってきざみこまれた具体性、第二は、目的意識的に階級的結集を一貫すること、第三に、大量の初歩的な階級教育であること、の三点である。このような観点からみるとき、現段階の労働者の自己教育運動の統一と発展のネックはどこにあると

□「日本の教育をどう改めるべきか／Ⅲ 地域と職場の学習・文化活動をどうすすめるか」を検討する

見るのだろうか。

職業訓練・職業技術教育の公共化と、それを保障する一つの手がかりである有給教育休暇制度の民主的実現の運動を積極的に推進するばあい、教育制度検討委員会こそが、これと不可分の関係にあって難問をかかえている労働者の自己教育運動に、まさに「教育学」的な側面から寄与できたのではないか、と思うのは思い過ごしであろうか。

(和光大学、教育学)